

項目3 長時間労働の是正

④ 法改正による時間外労働の上限規制の導入

(時間外労働の上限規制)

【取組の実施状況】

- 令和2年4月1日から時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されることを踏まえ令和元年度は説明会及び管内の監督署に設置した労働時間相談・支援班による個別訪問等で法令の周知を実施。
令和2年度も引き続き周知及び支援に努める。
◇改正労基法説明会：135回、5490社 支援班による訪問支援：486件
- 過重労働が行われているおそれのある事業場に対する監督指導を実施。
◇令和元年度：540事業場(うち441事業場(81.7%)で労働基準関係法令違反あり)
令和2年度：233事業場(9月末現在)
- 中小企業において労働時間等の法違反が認められた場合は、単なる法違反の指摘にとどまらず、その是正・改善に向けた取組方法等についてアドバイスを実施。
- 36協定の内容が、形式上の要件を満たしていない場合や過半数代表者の職制上の地位及び選出方法が要件に適合していないなど不適切な場合には、専用指導文書を交付の上、再提出を指導
◇専用指導文書交付件数：181件(令和元年度)
- 「36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針」に基づく努力義務が果たされない場合におけるリーフレットを用いた指導を実施。

項目3 長時間労働の是正

④ 法改正による時間外労働の上限規制の導入

(長時間労働の是正に向けた業種ごとの取組等)

【取組の実施状況】

- トラック輸送における取引環境・労働時間改善山形県協議会を通じた取組
 - ・学識経験者、荷主、トラック運送事業者、労使団体等による協議会を平成27年度に設置。平成28、29年度に長時間労働の抑制のためのパイロット事業(実証実験)を実施。平成30年度に当該事業の成果をまとめた「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を策定
 - ・令和元年度は荷主とトラック運送事業者を対象とした説明会を県内3地域で開催(参加190社)。令和2年度は委託事業により山形運輸支局の協力を得てトラック運送事業者を対象とした説明会を2回開催予定。
- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知
 - ・令和元年6月に国、県の発注者会議においてガイドラインについて説明。7月に建設業関係労働時間削減推進委員会(労働局、東北地方整備局、山形県、使用者団体)を開催し、建設業者を対象とした労働時間等説明会の開催等について議論。第1回説明会を12月に開催。(参加63社)令和2年度は委託事業により東北地方整備局の協力を得て建設業者を対象とした説明会を3回開催予定。